

## 町田市グループホーム連絡会 規約

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市グループホーム連絡会(以下[本会]という)と称する。

(目的)

第2条 本会は認知症グループホームを利用する認知症高齢者と家族に対する介護サービスの質の向上と関連情報の共有、そして運営する事業者に対し、適切な情報と質の高い介護サービスを提供するために、会員相互の情報の共有、職業倫理の自覚、介護サービス業務の向上等をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)介護職員が必要とする情報の提供及び交換(連絡会月1回程度)
  - (2)介護技術向上の及び職業倫理に関する研修の励行
  - (3)グループホーム活動報告、グループホーム作品展の開催。
  - (4)東京都グループホーム連絡会への参加
  - (5)その他目的達成のために必要な事業
- ただし、事業の実施に当たっては町田市と連携する。

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の者とする。

- (1)正会員とは、町田市内で開設している介護保険指定グループホーム運営者で第6条の会費を納めた事業者とする。

(入退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会届を事務局に提出しなければならない。また、退会しようとするものは、退会届を事務局に提出しなければならない。

(会費)

第6条 会費は、(町田市介護サービスネットワーク)会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会員の会費は、別表のとおりとする。

2 会費は、年会費とし、毎年度指定する期日までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

- (1)入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は理事会の承認を得て、分割を認めることがある。
- (2)退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする。
- (3)運営費として年間 2,000 円を会計担当に渡すこととする。

(会費の納入方法及び時期)

第7条 会員は、法人からの会費納付依頼書受領後、法人に直接又は法人の銀行口座に会費を納入するものとする。

- 1 定められた手続きにより入会が認められた正会員及び賛助会員は、速やかに年会費 を納入しなければならない。
- 2 前年度から継続する会員は原則として毎年6月末日までに次の方法により年会費を 納入しなければならない。
- 3 会費は、原則法人単位で納入するものとする。但し、法人と事業所の所在地が異なり、事業所単位で入会の判断及び会計処理を行っている場合は、申出により、事業所 単位での納入を認めることがある。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- |        |    |
|--------|----|
| (1)会長  | 1名 |
| (2)副会長 | 2名 |
| (3)会計  | 1名 |

(役員を選出及び任期)

- 第9条 役員は、会員の持ち回りとして選出し、任期は1年とする、
- 2.副会長は会長が指名し、次年度会長に持ち上がることとする。

(連絡会)

- 第10条 連絡会は会長が招集する。ただし、会長に事故ある時は、副会長が職務を代理する。
- 2.連絡会は過半数の出席を持って成立する。ただしやむを得ない事由がある場合は委任でも可とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市介護人材開発センター内に置き、事務担当役員を中心に役員会と連携して職務を遂行する。

(その他)

第13条 この規約に定めない事項に関しては、連絡会においてその都度決定することとする。

附則

1. この規約は2009年4月1日から施行する。  
2019年4月1日改定  
2020年4月15日改定